

合同酒精株式会社 次世代育成支援対策推進法に基づく

[一般事業主行動計画] (第5期)

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

(1) - 1 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標1：男性の育児休職取得率13%以上

<対策>

平成30年4月1日～平成33年3月31日までの間に

- ①配偶者が出産した場合に従業員とその所属長へ育児休職取得を推奨する手紙を送付する
- ②育児休業給付金制度、育休中の社会保険料の取扱い等を記載したガイドブックを作成し、育児支援制度の周知や情報提供を行う
- ③ライン経営職の業績評価に部下の育児休職取得率を組み込む
- ④管理職向けマニュアルを作成し配布する

(1) - 2 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標2：女性社員を対象にした社外研修制度の導入

<対策>

平成30年4月1日～平成33年3月31日までの間に

- ①受講する社外研修・セミナーの内容を検討する
- ②社内公募を実施し、対象者毎に研修プログラムを選定する

(1) - 3 子育てを行う社員の仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境整備

目標3：女性社員を対象にしたメンター制度の導入

<対策>

平成30年4月1日～平成33年3月31日までの間に

- ①社内公募を実施しメンティ、メンターを決定する
- ②メンター、メンティに対する事前研修を実施する

(2)－1 働き方の見直しに資する労働条件の整備

目標4：在宅勤務（テレワーク）制度の導入

<対策>

平成30年4月1日～平成33年3月31までの間に

- ①在宅勤務トライアルを数回実施し、効果・課題を検証する
- ②社内規程、通信環境等を整備する

(2)－2 働き方の見直しに資する労働条件の整備

目標5：所定外労働削減のための措置を講じる。

<対策>

平成30年4月1日～平成33年3月31までの間に

- ①本社による定期的なPCログの確認による就業状況の管理を実施する
- ②必要に応じて事業所長に対しヒアリングを実施する
- ③管理職に対する労働時間管理の重要性の啓蒙を実施する

以上